

## 尾三地区ミニバスケットボール連盟登録規定

1. 競技者は12才以下の小学生児童で構成されること。
2. 男女別であること。
3. ベンチで指揮をとる者がJBAの指導者資格を有すること(申請中を含む)
4. 単独で組織されたチームであること。
  - ◇ 単独チームの解釈◇
    - (1) 単独小学校のチームであることを原則とする。
    - (2) 単独小学校では10人に満たない場合、近隣と同条件のチームとの連合ができる。
    - (3) 連合は4校までとする。
    - (4) 規定6に定めた児童を加えると4校を超える場合は、事前に理事会に連絡し、承認を受け、例外として連合が認められる。
5. 児童が所属する小学校に登録チームがある場合、他のチームで活動することを原則認めない。ただし、地域性など、当該児童が所属する小学校の登録チーム以外での活動に正当な理由がある場合は、規定3ならびに規定5を遵守することを前提としたうえで、チーム代表者間で十分な協議を行うとともに理事会に上程し、理事会の承認をもってこれを認めることとする。
6. 児童が所属する小学校に登録チームがない場合は近隣のチームで活動できる。
  - ◇ 近隣の解釈について◇
    - ・ ただ単に距離が近くても、公共交通機関がないとか、受け入れチームの事情があるなどさまざまな条件がかかわってくるので、理事会で十分に事情を把握し、慎重に判断する。
7. 単独チームの条件から外れたチームでも、ミニバスケットボールができる機会を保障するため、条件付きでチーム登録を認める。

《条件》

  - ① 全国大会および全国大会につながる広島県予選大会に出場できない。
  - ② 全関西大会および全関西大会につながる広島県予選大会に出場できない。
  - ③ 上記①②の尾三地区予選大会(及び県大会に繋がる大会)はオープン参加で出場できる。
8. 例外規定
  - (1) 転校した場合、転校先のチームで活動することが望ましいが、本人の希望があれば元のチーム(近隣でなくても)で活動を続けることができる。
  - (2) ただし規定4-(4)に定めた例外と8-(1)の例外を重ねることは認めない。(近隣にあてはまらない学校を含めて5校以上の学校で連合することは認めない。)
  - (3) 特別支援学校、私立、国立小学校の児童は、単独小学校の近隣小学区の学区に居住していれば、理事会の承認を受け、単独小学校と近隣小学校の児童とみなして登録を認めても良い。
9. 登録の手順
  - ・ 理事会において登録申請が県連盟の登録規定に沿ったものかどうかを判断し、必要があればチームに指導を行う。
  - ・ 理事会で判断が難しい事例については県連盟理事会で上程し、判断を仰ぐ。

10. 大会出場資格について

- 全関西大会、全関西広島県予選大会には、6月末までに追加登録申請を広島県ミニバスケット連盟に提出すれば出場できる。
- 全国大会・中国大会並びに全国大会・中国大会広島県予選には、8月中旬に開かれる全関西大会終了日までに追加登録申請を広島県ミニバスケット連盟に提出すれば出場できる。ただし、9月の転入生の追加登録は、9月第2週日曜日までに追加登録申請を広島県ミニバスケット連盟に提出すれば出場できる。

11. この規定の施行についての細則並びに記載のない事案が発生した場合は、理事会の決議を経て別に定める。

12. 付則 この規定は平成 25 年 4 月 1 日から適応する。  
この規定は平成 27 年 4 月 25 日から一部を改正する。  
この規定は平成 28 年 4 月 1 日から一部を改正する。